

別表・評価料取扱基準

株式会社ジェイ・イー・サポート

別表・評価料取扱基準

(趣旨)

第1条 この評価料取扱基準は、「株式会社ジェイ・イー・サポート評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社ジェイ・イー・サポート(以下「ジェイイー」という。)が行う住宅性能評価に係る評価料(以下「評価料」という。)について、必要な事項を定める。

(設計住宅性能評価の評価料)

第2条 業務規程第27条に規定する設計住宅性能評価の評価料の額は、設計住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、本条に定めるとおりとする。

- (1) 住宅の品質確保促進等に関する法律施行規則(以下単に「施行規則」という。)性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合 別表1(A)欄又は別表3(A)欄
- (2) 対象となる共同住宅及び戸建ての住宅の各選択項目に係る評価を加えた場合 別表1(B)欄又は別表3(B)欄の額を加算する。
- (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 別途、ジェイイーと協議して定める額とする。

2 前項の別表1の戸数および別表3の床面積の合計は、次の各項に応じて算定する。

- (1) 設計住宅性能評価を申請する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)当該建築に係る部分の戸数又は床面積
- (2) 変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をジェイイー以外の者から受けている場合 当該計画変更に係る部分の戸数又は床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 変更設計住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価をジェイイーから受けている場合 当該計画変更に係る戸数の二分の一、又は当該計画変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (4) ジェイイーが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合 当該計画変更に係る戸数の二分の一、又は当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(建築基準法に基づく確認を併せて行う場合の評価料)

第3条 設計住宅性能評価において、ジェイイーが当該申請にかかる住宅の計画について、建築基準法第6条の2第1項の確認を併せて行う場合は、第2条の評価料の額から、別表5(ろ)欄の額を減額する。

(建設住宅性能評価の評価料)

第4条 業務規程第27条に規定する建設住宅性能評価の評価料は、建設住宅性能評価申請一件につき定めるものとし、本条に定めるとおりとする。

なお、原則として建設性能評価に係る住戸毎に定まる性能に関する検査は、本申請一件につき、評価対象住戸の十分の一(小数点以下は、切り上げる。)の住戸を検査対象として抽出し、目視又は計測等により行う。

- (1) 施行規則の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合 別表2(A)欄又は別表4(A)欄
- (2) 対象となる共同住宅及び戸建ての住宅の各選択項目に係る評価を加えた場合 別表2(B)欄または別表4(B)欄の額を加算する。
- (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 別途、ジェイイーと協議して定める額とする。

2 前項の別表2の戸数及び別表4の床面積の合計は、次の各項に応じて算定する。

- (1) 建設住宅性能評価を申請する場合(次の(2)から(4)までに掲げる場合を除く。)当該建築に係る部分の戸数又は床面積
- (2) 変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をジェイイー以外の者から受けている場合 当該計画変更に係る部分の戸数又は床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 変更建設住宅性能評価を申請する場合で、当該計画の変更に係る直前の建設住宅性能評価をジェイイーから受けている場合 当該計画変更に係る戸数の二分の一、又は当該計画変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (4) ジェイイーが建設住宅性能評価審査中であった住宅の計画を大規模に変更して住宅を建築する場合 当該計画の変更に係る部分の戸数の二分の一 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(他者が設計住宅性能評価を行った住宅の建設住宅性能評価の評価料)

第5条 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画に係る設計住宅性能評価(設計住宅性能評価を受けた住宅の計画の変更に係る住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価。)を行った者がジェイイーでない場合は、次の各号に定める額とする。

- (1) 施行規則の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合
別表2(A)欄又は別表4(A)欄の評価料の1.5倍の額
- (2) 対象となる共同住宅又は戸建の住宅の各選択項目に係る評価を加えた場合
別表2(B)欄又は別表4(B)欄の評価料の1.5倍の額
- (3) 前各号に掲げる場合以外の場合 別途、ジェイイーと協議して定める評価料とする。

(特定測定物質の測定に係る評価料)

第6条 建設住宅性能評価の申請者が、対象となる住宅及び共同住宅等の室内における特定物質の濃度測定を選択した場合の建設住宅性能評価評価料は、別表6に掲げる額を加算した額とする。

(住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者等の評価料)

第7条 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合の評価料は別表7に掲げる額とする。

(評価料返還等について)

第8条 評価業務において、契約の取り下げ及び解除に伴い評価料の一部を返還する場合は、別表8及び別表9により計算した額とする。

ただし、評価料が支払われていない場合には、同取扱基準により計算した額を当該評価料から減じて請求するものとする。

(特定区域における評価料の設定)

第9条 ジェイイーは、業務規程第5条の業務区域において、地域の状況により必要と認める場合、区域を限定し、第2条から第7条までに定める評価料の額を上限として、別に評価料を定めることができる。

■ 設計評価（共同住宅）

設計住宅性能評価に係る手数料は下式によるものとする。（税別）

$$\text{設計性能評価料} = \text{別表1(A)} \times \text{戸数} + \text{別表1(B)} \times \text{戸数} \times \text{選択項目数}$$

別表1

戸数	5. 温熱評価種別	(A) 必須項目	(B) 選択項目
～10戸	5-1のみ※1	¥13,000	¥2,000
	5-2選択※2	¥15,000	
11～20戸	5-1のみ	¥9,000	¥1,300
	5-2選択	¥11,000	
21～50戸	5-1のみ	¥8,000	¥1,200
	5-2選択	¥10,000	
51～100戸	5-1のみ	¥7,000	¥1,000
	5-2選択	¥9,000	
101戸～	5-1のみ	¥6,000	¥900
	5-2選択	¥8,000	

※1 評価項目5-1(断熱等性能等級)のみを評価する場合

※2 評価項目5-2(一次エネルギー消費量等級)を選択する場合

■ 建設評価（共同住宅）

建設住宅性能評価に係る手数料は下式によるものとする。（税別）

$$\text{建設性能評価料} = \text{別表2(A)} \times \text{戸数} + \text{別表2(B)} \times \text{戸数} \times \text{選択項目数}$$

別表2

戸数	5. 温熱評価種別	(A) 必須項目	(B) 選択項目
～10戸	5-1のみ※3	¥24,200	¥3,700
	5-2選択※4	¥26,200	
11～20戸	5-1のみ	¥16,000	¥2,400
	5-2選択	¥18,000	
21～50戸	5-1のみ	¥12,400	¥1,900
	5-2選択	¥14,400	
51～100戸	5-1のみ	¥10,600	¥1,600
	5-2選択	¥12,600	
101戸～	5-1のみ	¥9,600	¥1,400
	5-2選択	¥11,600	

※3 評価項目5-1(断熱等性能等級)のみを評価する場合

※4 評価項目5-2(一次エネルギー消費量等級)を選択する場合

※5 遠方地の場合、建設評価料については、交通費(実費)を加算するものとします

■ **設計評価（戸建ての住宅）**

設計住宅性能評価に係る手数料は下式によるものとする。（税別）

$$\text{設計性能評価料} = \text{別表3(A)} + \text{別表3(B)} \times \text{選択項目数}$$

別表3

床面積	5. 温熱評価種別	(A) 必須項目	(B) 選択項目
200㎡以下	5-1のみ※1	¥40,000	¥6,100
	5-2選択※2	¥60,000	
200㎡超え	5-1のみ	¥43,000	¥6,600
	5-2選択	¥63,000	

※1 評価項目5-1(断熱等性能等級)のみを評価する場合

※2 評価項目5-2(一次エネルギー消費量等級)を選択する場合

■ **建設評価（戸建ての住宅）**

建設住宅性能評価に係る手数料は下式によるものとする。（税別）

$$\text{建設性能評価料} = \text{別表4(A)} + \text{別表4(B)} \times \text{選択項目数}$$

別表4

床面積	5. 温熱評価種別	(A) 必須項目	(B) 選択項目
200㎡以下	5-1のみ※3	¥69,000	¥10,500
	5-2選択※4	¥89,000	
200㎡超え	5-1のみ	¥75,000	¥11,600
	5-2選択	¥95,000	

※3 評価項目5-1(断熱等性能等級)のみを評価する場合

※4 評価項目5-2(一次エネルギー消費量等級)を選択する場合

※5 遠方地の場合、建設評価料については、交通費(実費)を加算するものとします

別表5 設計住宅性能評価料の減額

	(い)区分	(ろ)評価料
戸建	200㎡未満	¥3,000
	200㎡以上	¥5,000
共同住宅等	～10戸	¥13,000
	11～20戸	¥18,000
	21～50戸	¥25,000
	51～100戸	¥50,000
	101戸～	¥60,000

別表6 特定物質の濃度測定に係る評価料

住戸数	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド+VOC※
1	¥35,000	¥57,000
2	¥28,000	¥52,000
3～5	¥26,000	¥48,000
6～10	¥24,000	¥43,000
11～30	¥22,000	¥40,000
31～	¥20,000	

※ VOC:揮発性有機化合物

別表7 住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者に係る評価料

床面積		設計住宅性能評価		建設住宅性能評価	
		(A)必須	(B)選択	(C)必須	(D)
200㎡以下	5-1	¥36,000	¥5400/項目	¥63,000	¥9000/項目
	5-2	¥54,000		¥80,000	
200㎡超え	5-1	¥38,000	¥6000/項目	¥67,000	¥10000/項目
	5-2	¥57,000		¥85,000	

別表8 取り下げ及び解除を行った場合の返還の額(建設住宅性能評価)

(円)

	申請の取り下げを行った時期	返還する率(%)
戸建住宅	第1回の現場審査の前日まで	90
	第2回の現場審査の前日まで	70
	第3回の現場審査の前日まで	50
	第4回の現場審査の前日まで	30
共同住宅	第1回の現場審査の前日まで	90
	第2回目以降	$1 - (J \div N)$ ※ Jは取り下げの日までの検査回数 Nは検査回数

別表9 取り下げ及び解除を行った場合の返還の額(設計住宅性能評価)

(円)

	申請の取り下げを行った時期	返還する率(%)
	評価作業前	95
	評価作業時	50
	評価作業終了時	10

※評価証を再交付した場合の手数料は、一通につき5,400円といたします。